

三田市立認定こども園運営方針等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三田市立幼稚園の再編を円滑に推進するとともに「三田市立認定こども園」の開設に向けて必要な事項の協議又は意見交換を行うため、三田市立認定こども園運営方針等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称)

第2条 委員会は、次に掲げるとおりとし、対象幼稚園は別表のとおりとする。

(1) (仮称) 三田西認定こども園運営方針等検討委員会

(2) (仮称) 三田東認定こども園運営方針等検討委員会

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議又は意見交換を行い、その結果を市長及び教育長に報告する。

(1) 認定こども園の設置に関すること

(2) 認定こども園の運営に関すること

(3) その他必要な事項に関すること

2 前条の委員会については、同条各号に掲げる委員会ごとに開催する。ただし、各委員会に共通する事項について、各委員会が選任する者が合同で協議等を行うことができる。

(報告内容の尊重)

第4条 市長及び教育長は、前条第1項の規定による報告の内容を尊重するものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に掲げる各委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 再編の対象となった幼稚園の園区の地域の代表者 各1名

(2) 再編の対象となった幼稚園の園区の保護者の代表者 各1名

(3) 再編の対象となった幼稚園の園区で幼稚園長が必要と認める者 各1名

(4) 再編の対象となった幼稚園の教職員 各1名

2 各委員会は、必要に応じて分科会を置くことができる。分科会の構成員は、別途委員会が定める者で組織し、分科会で協議した内容は委員会へ報告するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、第3条に定める所掌事務が終了する日までの期間とする。

2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第7条 委員の報償は、無償とする。

(会長及び副会長)

第8条 各委員会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事運営に関する議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、市立幼稚園を担当する課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に招集される会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表(第2条関係)

委員会名称	対象幼稚園
(仮称)三田西認定こども園運営方針等検討委員会	広野幼稚園、本庄幼稚園、藍幼稚園
(仮称)三田東認定こども園運営方針等検討委員会	志手原幼稚園、小野幼稚園、母子幼稚園、高平幼稚園